

6月の安全運転のポイント

平成30年6月号

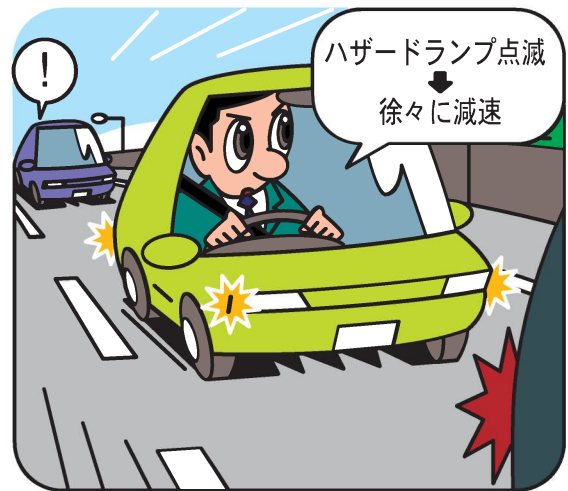
道路の渋滞は行楽シーズンだけとは限りません。一般道路でも高速道路でも、事故や道路工事、異常気象等による通行規制など、さまざまな要因で発生します。そこで今回は、渋滞に遭ったときの留意点をまとめてみました。



渋滞に遭ったときの留意点

停止するときはハザードランプを点滅させる

渋滞の最後尾に停止するときは、早目にバザードランプを点滅させて後続車に自車の停止を伝えるとともに徐々に減速し、前車との車間距離を多めにとって停止しましょう。また、高速道路など片側2車線以上の道路では、できるだけ一番左側の車線に停止するのがよいでしょう。自車の周囲に余地があれば、万一後続車が渋滞に気づかずに行き過ぎてきた場合に、少し前に出ることや路肩に寄ることで追突を避けられたり、追突の衝撃を軽減させる可能性があるからです。そのため、最後尾に停止するときは、ミラーなどで後続車の動きによく注意することが大切です。



安易にスマホなどを使用しない

渋滞中、車が少しでも動いているときには、スマホや携帯電話を使用してはいけませんが、停止したときに使用することは禁止されていません。しかし、スマホなどを使用していると、周囲に対する注意が薄れてしまうため、前方の車が動き出したのに気づくのが遅れて後続車に追突されたり、隣の車線の車が動き出したのにつられて発進して、まだ動き出していなかった前車に追突するといった事故につながる危険があります。車が停止したときでも、スマホなどの使用は控えましょう。

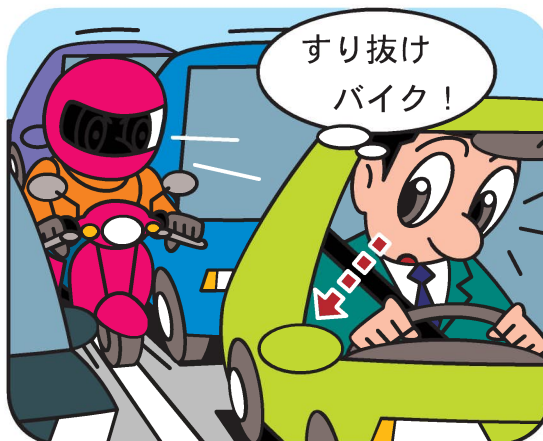


みだりに車線変更しない

片側2車線以上の渋滞道路では、隣接する車線に少しでも空きができるとすぐに車線変更をする車が見られます。車線変更を繰り返してもそれほど早く進めるわけではなく、後続車と接触する危険が大きくなるだけです。みだりに車線変更をしないようにしましょう。

前方だけでなく後方や側方の状況にも目を向ける

渋滞していても、二輪車は渋滞車両の間を縫うようにして先へ行こうとする傾向があります。前方だけに注意を向けていると、後方から接近してくる二輪車に気づかなかったり、気づくのが遅れてしまい、進路変更してきた二輪車と接触するなどの危険があります。また、渋滞で停止している車両の間を縫って歩行者や自転車が横断してくることもあります。渋滞すると前方の様子に注意が向きがちになりますが、前方だけでなく後方や側方の状況にも目を配りましょう。



抜け道や脇道に入らない

抜け道や脇道はほとんどが生活道路であり、道幅が狭く見通しの悪い交差点も数多くあります。渋滞を回避するために利用するのはできるだけ控えましょう。なかでも、走行速度が時速30キロ以内に制限された「ゾーン30」は、車の通行が歩行者や自転車にとって特に危険である区域に設けられていますから、通行しないようにしましょう。



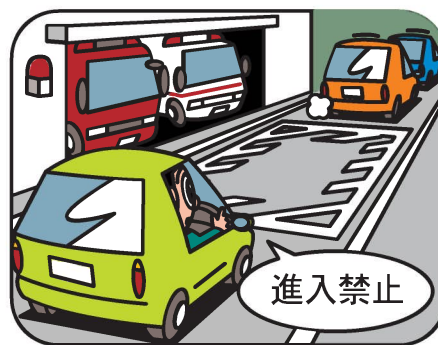
脇道からの車をできるだけ入れてあげる

渋滞時に脇道から合流しようとする車があるときは、強引な割り込みなどのトラブルを防ぐために、できるだけ入れてあげるようにしましょう。また、脇道やコンビニ、ガソリンスタンド、駐車場などの道路外施設がある場所で停止するときは、車が出入りすることができるスペースを空けて停止するようにしましょう。

渋滞等による道路混雑時の進入禁止場所

道路交通法において、渋滞などの道路混雑時に進入すると、その中で動きがとれなくなってしまうおそれがあるときは進入してはならない場所が、次のように定められています。

- ①交差点（進入すると、その中で停止してしまい、交差道路側の車の通行を妨げるおそれがあるとき）
- ②警察署や消防署の前などにある「停止禁止部分」
- ③踏切
- ④横断歩道や自転車横断帯



「お問い合わせ先」

帝人エージェンシー株式会社 保険事業部
〒550-8587 大阪市西区土佐堀1-3-7 肥後橋シミズビル16階
TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
E-mail hoken@teijin.co.jp